

# 公立大学法人奈良県立大学予算規程

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規程は、公立大学法人奈良県立大学会計規程に基づき、公立大学法人奈良県立大学における予算の編成及び執行に係る手続きに関し必要な事項を定めることにより、予算の適正かつ効率的な運用を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この規則において「予算」とは、地方独立行政法人法第27条第1項に規定する年度計画を達成するために法人が編成する予算をいう。

### (予算責任者)

第3条 予算責任者は、法人の予算案の作成及び予算の執行管理を行わなければならない。

2 予算責任者については、理事長が別に定める。

3 予算責任者に事故等があった時は、理事長が命じた者がその職務を代理する。

## 第2章 予算編成

### (予算編成方針)

第4条 理事長は、毎年度毎の予算の編成に当たって予算の編成に関する基本的な方針（以下「予算編成方針」という。）を決定するものとする。

### (予算編成)

第5条 予算責任者は、前条の予算編成方針に基づき、予算原案を作成し理事長に提出しなければならない。

2 理事長は予算責任者から提出のあった予算原案を審査し、必要に応じて修正を行ったうえで予算案を作成しなければならない。

3 理事長は経営審議会の審議及び理事会の議決を経て予算を決定する。

4 理事長は予算を決定したときは、速やかに予算責任者に通知する。

### (予算の留保)

第6条 理事長は、追加の予算措置が必要な場合に備えるため、予算の一部を留保することができる。

## 第3章 予算の執行

### (収入予算)

第7条 予算責任者は、予算に基づき、収入の確保に努めなければならない。

### (支出予算)

第8条 予算責任者は、予算に基づき、支出を執行しなければならない。この場合において、予算を超えて執行してはならない。

### (特定の収入を財源とする支出予算の執行)

第9条 特定の収入を財源とする支出の執行については、当該収入が確定し、又は確定する見込みがなければ、これを執行することができない。ただし理事長が特別な事情があると認めるときはこの限りでない。

(予算執行状況の管理)

第10条 予算責任者は、常に法人の予算執行状況を把握し、定期的に経営審議会及び理事会に報告しなければならない。

#### 第4章 予算の流用

(予算の流用)

第11条 理事長は、別に定める予算区分(以下「予算区分」という。)を超えて支出予算を執行する必要が生じたときは、法人予算総額の範囲内において、予算の流用をすることができるものとする。

2 予算責任者は、予算区分の範囲内において、予算の流用をすることができるものとする。

#### 第5章 予算の補正

(予算の補正)

第12条 理事長は、法人の経営状況を考慮して、必要があると認めるときは、予算を補正することができる。

2 理事長は、経営審議会の審議及び理事会の議決を経て予算の補正を決定する。

3 前項の規定にかかわらず、緊急を要する場合及び予算に重大な変更を生じさせない予算の補正にあっては、理事長がこれを決定することができる。

4 前項の規定により予算の補正を決定した場合は、理事長は直後の経営審議会及び理事会に報告しなければならない。

#### 第6章 予算の繰越

(予算の繰越)

第13条 予算責任者は、予算の一部について、翌年度に繰越する必要があると認められるときは、理事長に報告しなければならない。

2 理事長は、経営審議会の審議及び理事会の議を経て予算の繰越を決定する。

3 理事長は、予算の繰越を決定したときは、予算責任者に通知するものとする。

#### 附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。